

全建総発第 86 号

平成 23 年 10 月 13 日

各都道府県建設業協会会長殿

(社) 全国建設業協会

会長 浅沼 健一

〔公 印 省 略〕

建設工事業者への大阪府流入車規制の周知について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、大阪府では、大気汚染の状況を改善するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、平成 21 年 1 月より流入車規制を実施し、関係機関への周知に努めるとともに検査・指導にあたっております。

しかしながら、建設工事現場等において、適合車等標章(ステッカー)の表示のない車輛の発着やステッカーを所定の位置に適切に表示していない車輛を使用しているケースがみられるとの府民からの通報もあるため、別添のとおり、改めて大阪府流入車規制の周知について要請がありましたので、貴会会員企業等に対しまして、この趣旨の徹底方よろしくお願い申し上げます。

以 上



環交第1329号

平成23年10月5日

社団法人全国建設業協会 会長 様

大阪府知事

(公印省略)

建設工事業者への大阪府流入車規制の周知について（依頼）

日頃から、大阪府政の推進に格別のご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
また、流入車規制につきましてもご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、この大阪府の流入車規制は、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染の状況を改善するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づき、平成21年1月1日から実施しています。これまでも流入車規制についての周知に努めるとともに、検査・指導を行っているところですが、いまだに、府民から、建設工事現場等において適合車等標章（ステッカー）の表示のないダンプやトラックが発着しているとか、適合車等標章（ステッカー）を運転席に置くなど所定の位置に適切に表示していない車両を使用して作業をしているといった通報が寄せられています。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、再度、貴会の会員団体等を通じ事業者の皆様へ下記の事項について周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者を通じ、下請業者に対しても周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 会員事業者への周知を依頼する事項

- (1) 対象自動車で大阪府域（対策地域外の6町村を除く。）を発着する場合は、次のような義務があること

- ① 自動車NOx-PM法の車種規制適合車等の使用（条例第40条の15）
- ② 適合車等標章（ステッカー）の表示（条例第40条の16第1項）

〔ステッカーは、車体前面右側（やむをえない場合は右側面の前部）（窓ガラス部分を除く。）の見やすい箇所に貼り付けてください。〕

※対策地域内の建設工事現場で、高所作業車、レッカー車、コンクリートポンプ車等（8ナンバーの特種自動車）を使用する場合は、対策地域を発着する運行をしたことになります。

(2) 工事受注業者は、次に該当するときは「荷主等」に該当すること

- ① 貨物等（廃棄物を含む。）を他の者（貨物運送事業者又は産業廃棄物収集運搬業者）に委託して、工事現場から又は工事現場に運送させるとき（運送の発地又は着地が対策地域内である場合に限る。）（条例第40条の14第4項第1号）
- ② 購入、借入れ又は譲受けをした物品等（建設資材等）を工事現場に運送させるとき（運送の発地又は着地が対策地域内である場合に限る。）（条例第40条の14第4項第2号）

(3) 「荷主等」には、次のような義務があること

- ① 車種規制適合車等を使用するよう求めなければならないこと（条例第40条の19第1項及び第2項）
- ② 車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、記録しなければならないこと（条例第40条の19第4項）

(4) 罰則

これらの義務付けについては、

- ・ 車種規制適合車等使用命令違反 → 50万円以下の罰金（条例第115条）
- ・ 適合車等標章の表示命令違反 → 30万円以下の罰金（条例第116条第1号）
- ・ 適合車等標章の交付対象車以外の自動車への使用 → 30万円以下の罰金（条例第116条第2号）

等の罰則があります。

(5) その他

大阪府は、府民等から通報が寄せられたときは、現場事務所等への問合せや現状確認のための調査を行う場合があります。

2 参考

(1) 流入車規制の詳細については、次のURLのページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyu/index.html>

(2) 同封のちらしは、次のURLのページにも掲載しています。

<http://www.pref.osaka.jp/attach/7401/00000000/tirasi.pdf>

(3) 適合車等標章（ステッカー）の交付手続きについては、次のURLのページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyu/koufuseiky2.html>

問 合 せ 先

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課
自動車排ガス規制・指導グループ
担当 今井、東、三宅、服部
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16
大阪府咲洲庁舎21階
電話 06-6210-9587（直）FAX 06-6210-9575